

各種支援制度適用早見表

【2020年2月1日現在】

- この早見表はあくまでも目安です。各制度には、それぞれ支給条件があります。条件によっては支給を受けられないこともありますのでご了承ください。
- 金額はいずれも最大支給額です。条件によっては支給額が変わってくる場合があります。(単位：万円)
- 加算支援金と①は単数世帯への支給額は表示額の3/4です。
- ①～⑦は、すべて補助金です。購入費や工事費等かかった経費に対して支払うもので、工事等が行われなかった場合は支払われません。また経費以上の支給は行いません。さらに補助率等を設定し経費の一部のみ支給する場合があります。
- ①～⑧は、すべて大船渡市内での工事（一部経費を含む）が対象です。他市町村に移転する方は移転先の自治体にお問い合わせください。
- 補修工事と改修工事の併給可の場合があります。
- 「津波浸水区域内」は「災害危険区域内」に変更されました。
- ②および④については、中古住宅購入時に条件によって該当する場合があります。

氏名		り災番号	
----	--	------	--

↓↓↓ 該当箇所には○をしてください ↓↓↓ 【令和 年 月 日】

り災結果		全壊		大規模半壊									
		半壊		一部損壊									
再建場所①		市内		市外									
再建場所②		災害危険区域外		災害危険区域内 → 建築基準(適・否)									
再建手法		集団移転 ・ がけ近移転 ・ 土地区画 ・ 自力移転 ・ 現地再建											
新築・購入		中古住宅購入				既存住宅							
バリアフリー対応	県産材使用	改修工事 (全・大半・半・一部)		補修工事 (工事費10万円以上)		改修工事 (全・大半・半・一部)		補修工事 (工事費10万円以上)					
		バリアフリー改修	耐震改修	県産材使用改修	一部損壊	生活再建支援制度利用者を除く)	バリアフリー改修	耐震改修	県産材使用改修	一部損壊	生活再建支援制度利用者を除く)		
	R2	被災者生活再建支援金(加算支援金)		建設・購入・補修・賃貸		200		100(全・大半)					
①	R2	○被災者住宅再建支援事業補助金		建設・購入		200(※災害危険区域内は建築基準を満たす場合)							
②	R2	住宅移転等敷地造成費補助金		敷地造成		30(※)							
③	R2	住宅移転等水道工事費補助金		水道工事		200(※)							
④	R2	○復興住宅新築補助金		建設・建売		90		40					
⑤	R2	被災住宅補修等補助金		補修・改修		60		60		20		30	
⑥	R2	被災宅地復旧補助金		復旧造成		200(津波等による既存の宅地被害の現状復旧工事が対象)							
⑦	R2	△被災住宅債務利子補給金		×新債務・○既往債務		利子補給(住宅金融機構・民間金融機関含む)							
⑧	R2	引越し補助金		市内移転		5万又は80.2万まで(り災場所や再建方法による)							
	R4	住まいの復興給付金(借家だった方は対象外)		建設・購入・補修		再建住宅の支払いについて増税後の消費税が適用された方 ※市役所ではご案内のみです(フリーダイヤル:0120-250-460)							

○は「集団移転」「がけ近移転」での再建も対象となります。△は一部対象となります。

※ → 補助金対象外